平成２５年（フ）第１９１号
名古屋市東区泉２丁目15番18号　七小住宅703号、開始決定時の住所名古屋市東区泉３丁目30番７号
破産者　木下　家光
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３５号
名古屋市中村区太閤３丁目４番16号　三浦ビル201号
破産者　種村　勝詮
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５９号
神戸市東灘区住吉台10番27号、開始決定時の住所神戸市兵庫区神田町28番４号
破産者　フジイ商会こと　藤井　常雄
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２４号
神戸市須磨区若草町３丁目17番地の11
破産者　荒木　好和
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３２号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番15―106号
破産者　平木　忠稔
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１号
岡山県笠岡市東大戸318番地、住民票上の住所岡山県笠岡市東大戸470番地
破産者　守屋　定則
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
岡山県笠岡市東大戸318番地
破産者　守屋富美子
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
岡山県笠岡市東大戸318番地
破産者　守屋　昭五
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
岡山県倉敷市堀南691番地７　エステート堀南201号
破産者　松下　篤
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
北海道深川市８条13番22号　オリス深川Ａ103号
破産者　太田　桂子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６２号
北海道士別市大通東４丁目719番地16
破産者　松本美恵子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６５号
北海道帯広市西16条南１丁目24番17号　ぱすてる館
破産者　船越　勝年
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
北海道上川郡新得町西２条南６丁目１番地の５
破産者　菜畑　嘉彦
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢71番地18
破産者　守　一仁
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１０号
福島県郡山市西田町三町目字仁王ケ作26番地の１
破産者　鈴木　一郎
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
沖縄県那覇市字安里388番地124　仲本ビル３階
破産者　豊見永清美
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３５６号
千葉県船橋市高野台３丁目22番６号
破産者　三末　孝
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１９号
千葉市稲毛区轟町４丁目５番４号
破産者　飛鋪　勝美
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４２号
千葉県船橋市海神５丁目18番11号　海神荘
破産者　青柳　孝幸
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６８号
千葉県八千代市勝田台北１丁目21番33号　イイノハイツＢ棟105号
破産者　加瀬　糸江（旧姓寺崎）
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７０号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目16番23号　メゾン幕張本郷201号
破産者　本澤　規男
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係